

西工場ノ争議ニ関シ代議員會ヲ開催シ同情
罷業ヲ決行スルヤ否ヤニ就キ恨議ノ結果一先
任友理事ヲ請賢ノ反有ヲ促ス可キ左記ノ如
キ警告告書ヲ提出スルコトニ若シ須ヒラレサル
ニ於テハ更ニ来月二日代議員會ヲ開キ起否ヲ
決定スルコトニ午後十一時二十分頃集事散會
セルカ是レ固ヨリ上記西工場ト声息相通シテノ
任組ナルヲ以テ会社今後ノ態度如何ニ依テハ勢
ヒ決然起ツヤモ知レス会社側ハ漸ク此ノ指勢
ヲ知り稍狼狽ニ色ナキニ非サルヲ以テ此ノ際不
相當ノ思案ヲ繰ラスヘキハ想像ニ難カラサル
處ナルカ何レニスルモ爲之多少面倒ヲ加ヘタリト
稱フヘシ

志記 警告書

任友會社理事諸員に再び警告します。
私等が先に警告告書を發しましたのは全く我
等の同胞たる任友電線所任友製銅所の職工
諸君の爲めでありました。諸君は任友系統に
属する労働諸君の意志のあるところを察せ
られテ團體交渉の問題に就テ明確なる答
答を与へて下さいます。そのことに就きま
しては我等の警告告書に耳を藉し下したことを恨ん
で居ります。さて我等は兩所の職工諸君が早
く争議を打切る爲めに再度の交渉を用き
凡ての問題を円満に解決したい希望を持つて
居ることを知つて居ります。又私達から申す
たいのです。即ち彼等が示される誠意は即ち我
等が示す誠意であり彼等が示される不誠意は即
ち我等が示す不誠意となりす。それでは
卒誠意を以て兩所職工諸君の意志のある所を
聞かれ一刻も早く解決を急がれんことを望